

JRの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

C T S
就業規則
修正案

選別・解雇は法律違反

希望者全員を無期雇用に転換せよ

JR千葉鉄道サービス（CTS）が8月30日、就業規則改定案の修正提案を行いました。

2月に出された提案は、現場の激しい怒りであり、実施延期に追い込まれました。しかし会社は再び、修正案を出してきたのです。

選別・解雇の仕組みを維持

重大な問題は、選別・解雇の仕組みがそのまま維持されていることです。

修正案には「契約社員・パート（有期）の雇用期間は最長で5年間」「会社は：社員から申請を受けた場合は無期雇用とすることがある」との内容が新たに書き込まれました。

会社の説明では、「限定社員試験」はやめるが、今度は、無期転換希望者を「面接」し、会社が「判定」する制度を実施することです。

契約社員やパート社員は、契約期間が5年を超えたら、無条件で無期雇用に転換しなければならぬと労働契約法に明記されています。

にもかかわらずCTSは、あくまで「無条件での無期転換はしない」と、面接⇨選別の仕組みを導入しようとしているのです。

修正案は2月の提案と基本は同じです。結局は会社のサジ加減で雇い止めにしようとしているのです。CTSは労働契約法をきちんと守り、希望者全員を無条件で無期雇用にすべきです。

契約社員の時給化、定昇も廃止

また修正案では、契約社員の賃金を月額制から時給制に変更し、定期昇給は完全廃止です。

千葉県最低賃金の25円引き上げに伴って契約・パートの賃金を時間額で10円、50円、60歳以上は50円引き上げることが、その代案であるかのように説明しています。

しかし、これは最低賃金引き上げによるもので、時給制への変更や定期昇給廃止をごまかす理由にはなりません。

また、作業手当カットはほぼ撤回させましたが、ポリッシャー作業・トイレ掃除などの作業手当カットや減額が提案されています。

「9月10日前後に会社説明会」

会社は「9月10日前後に会社説明会」と言っています。そもそも提案に対する十分な説明や団体交渉などを経ることなく、職場で説明会を強行すること自体が暴挙です。

十分な説明も議論もないままに「新しい契約書にサインせよ」「書かないなら10月から仕事はできない」と脅かすやり方は絶対に許されません。

すべての事業所で反対の声を上げよう。